

熊本県立技術短期大学校物品調達及び業務委託等参加要領

1 趣旨

熊本県立技術短期大学校（以下「本校」という。）の定例見積に係る物品の製造、購入、物品等の修理（以下「物品調達」という。）、各種業務委託（建設工事に係る業務を除く）、賃貸借（以下「業務委託等」という。）及び物品等の売却の随意契約の取り扱いについては、熊本県会計規則及び用品調達規則、物品取扱規則、その他法令に定めによるもののほか、この定めるところによるものとする。

2 参加資格

- (1) 見積書を提出できる者は、原則として「熊本県物品調達及び業務委託契約等入札参加資格者名簿」に掲載されている者（以下「物品取扱業者等」という。）とする。
- (2) 物品等の売却に係る見積書を提出できる者は、古物商許可業者、産業廃棄物収集運搬業許可業者（以下「古物商許可業者等」という。）とする。

3 物品調達等の公告

- (1) 定例見積による物品調達等の情報は、原則として毎週月曜日午後 1 時 30 分に熊本県ホームページ（本校ホームページを含む）に掲載するものとする。
- (2) 物品調達等の仕様書は、原則として毎週月曜日午後 1 時 30 分から同週木曜日の午前 12 時（正午）までの間、「熊本県ホームページ」及び「本校の本部棟ロビー」に掲載（掲示）するものとする。
ただし、月曜日が休日の場合、翌火曜日から金曜日までの間、掲載（掲示）するものとする。

4 見積書の提出等

- (1) 見積参加を希望する物品取扱業者等は、物品調達等の仕様を確認し、前記 1 の（2）の期間内に定例見積番号を記した見積書（別記様式第 1 号、第 1 号の 2）を提出しなければならない。
- (2) 見積参加を希望する古物商許可業者等は、物品等の売却に係る仕様を確認し、前記 1 の（2）の期間内に定例見積番号を記した見積書（別記様式第 1 号の 3）を提出しなければならない。
- (3) ①購入物品の仕様に同等品可等の記載がある場合、②仕様に適合している場合、③製造又は販売が中止されている場合において、同等品等による見積の場合は、物品購入起案者の承諾を得たうえで、同等品等による見積理由書（別記様式第 2 号）を見積書に添付しなければならない。
- (4) ファクシミリ等による提出の場合、記名押印の印影がある見積書を提出しなければならない。ただし、見積者は、成約の如何に拘わらず、見積書正本の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 見積書を提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え又は取り消しをすることはできないものとする。

5 無効の見積

次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした見積
- (2) 見積書提出期限までに到着しない見積
- (3) 委任状の提出がない代理人の見積
- (4) 記名押印を欠いた見積
- (5) 金額を訂正した見積
- (6) 有効数字直前に「¥」の記載がない見積
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (8) 開札までにおいて、桁誤りによる金額の錯誤の申し立てがあった見積（ただし、数字の記載誤りによる錯誤は無効としない。）

6 契約者の決定等

- (1) 見積を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低（物品等の売却に係る見積にあつては最高）のものを契約者として決定し、原則として見積期限の翌日までに、ファクシミリにより「定例見積番号」及び「契約金額」を通知するものとする。
- (2) 最低価格（物品等の売却に係る見積にあつては最高価格）が同額の見積が複数あったときは、本校が指定する日時・場所において、「くじ引き」により落札者を決定するものとする。
- (3) 代理人による「くじ引き」参加のときは、委任状を提出しなければならない。ただし、「くじ」を引かない者がいるときは、これに代わって見積事務に関係のない本校職員に「くじ」を引かせるものとする。
- (4) 落札者以外の見積者に対しては、ファクシミリにより定例見積番号のみを通知するものとする。ただし、見積参加者及び見積金額については、本校事務局内において閲覧に供する。
- (5) 落札者が契約辞退を申し出る場合は、契約辞退届（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- (6) 物品等の売却に係る契約の締結にあつては、契約者が代金を即納して物品等を引き取る場合は、契約書の作成を省略することができる。

7 納品等の方法

- (1) 物品の納品
 - ア 契約者は、物品購入仕様書記載の納入期限までに物品を納品し、原則として総務学生課において検査を受けなければならない。
 - イ 契約者は、業務委託等の仕様書記載の期限までに業務を完了し、本校の検査員の検査を受けなければならない。
 - ウ 契約者は、軽微な瑕疵により納入期限までに物品を納品しなかったときなどは、顛末書（別記様式第4号）及び誓約書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- (2) 業務委託
契約者は、受託した業務が完了したときは、履行期間内に業務完了報告書を提出して検査を受けなければならない。
- (3) 物品等の売却

契約者は、物品等の引渡しを受けたときは、受領書（発生材の場合は計量伝票）を提出しなければならない。

附則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。